

第14期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成31年3月26日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

場所

渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください)

目次

第14期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	18
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告	47



株主のみなさまへ



今後も下記、企業理念のもと、ピクスタグループ一丸となって、さらなる成長を遂げてまいります。
株主のみなさまには引き続きご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

いつもピクスタをご支援いただきまして誠にありがとうございます。

2018年は、過去2年の間に開始した新規事業や海外展開をしっかりと軌道に乗せるための強化を進めてまいりました。2018年1月にはPIXTAの素材点数が3,000万点を超え、10月にはfotowaは全国47都道府県でサービス提供が可能になりました。またSnapmartは企業のSNSプロモーション支援を目的とした新プランを開始するなど、徐々に成果が顕在化した一年でした。

また、PIXTAでは機械学習用の画像データ提供サービスを開始するなど、時代を先読みした、新たな分野への挑戦も積極的に行いました。

代表取締役社長

古俣大介

企業理念

才能をつなぎ、世界をポジティブにする

グループビジョン

世界中の才能をつなげるクリエイティブプラットフォームを創造していく

ピクスタを創業した2005年当時、無数に埋もれているアマチュアカメラマンの存在に気づき、彼らが才能を活かせる機会を提供するべくPIXTAを開始しました。それからPIXTAを通じ、誰もが才能を活かせるフラットな世界の実現に向けて取り組んできました。

しかし、まだまだ多くの分野で才能が埋もれている現状があります。私たちはこれから、インターネット上に様々な分野で誰もが才能を活かせる機会を提供し、無数の埋もれた才能をn対nという形で世界につなげていきます。

そして自分の才能が世界につながり認められる感動、素晴らしい才能に出会う感動を数多く創造し、それら無数の感動の集積によって世界をポジティブにしていくことが私たちの使命です。

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
ピクスタ株式会社
代表取締役社長 古 俣 大 介

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月25日（月曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

平成31年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所

渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル5階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第14期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://pixta.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。
従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ・ 連結計算書類 「連結注記表」
 - ・ 計算書類 「個別注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①当社は、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定の更なる迅速化を実現するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしたく存じます。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ②当社の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- ③上記条文の新設及び削除に伴い、条数の変更、文言の整理その他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条 (条文省略) (目的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 写真、イラスト、映像の企画、制作、販売 (新設) 2 <u>グラフィックデザインの企画、制作、編集及び販売</u> 3 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条 (現行どおり) (目的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 <u>インターネットを利用した写真、イラスト、映像、音楽、絵画、その他コンテンツの企画、制作、貸与、販売及び使用許諾並びにそれらの仲介</u> 2 <u>インターネットを利用したアプリケーション、ウェブサイト、ウェブコンテンツ、デジタルコンテンツ等の企画、制作、運営、管理、販売、使用許諾及び配信</u> (削除) 3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<u>4 コンピュータによるデジタル映像の企画、制作、編集及び販売</u> <u>5 コンピュータによるデジタル音楽の企画、制作、編集及び販売</u> (新設) (新設) (新設) (新設) <u>6～11</u> (条文省略) 第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第5条 (条文省略) 第 2 章 株 式 第6条～第11条 (条文省略) 第 3 章 株 主 総 会 第12条～第17条 (条文省略)	(削除) (削除) <u>4 写真撮影、コンテンツ制作等の受託及びその仲介</u> <u>5 インターネットストレージ事業</u> <u>6 インターネットを利用した写真家、デザイナー等向けのツール、コンテンツ管理ソフトウェア等の企画、制作、販売</u> <u>7 キャラクター商品等の企画、制作、販売及び使用許諾並びにそれらの仲介</u> <u>8～13</u> (現行どおり) 第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u> 第5条 (現行どおり) 第 2 章 株 式 第6条～第11条 (現行どおり) 第 3 章 株 主 総 会 第12条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 1 8 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。 (新設) (選任方法) 第 1 9 条 取締役は、株主総会において選任する。 (新設) 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任 期) 第 2 0 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 1 8 条 当会社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役 (以下「監査等委員でない取締役」という。)</u>は、9 名以内とする。 2. 当会社の<u>監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u> (選任方法) 第 1 9 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u> 3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 4. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> (任 期) 第 2 0 条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新設) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <u>3. 前2項にもかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u> (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項についての議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
第 2 5 条 (条文省略) (報酬等)	第 2 5 条 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第 2 6 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第 2 6 条 (現行どおり) (報酬等)
第 2 7 条 (条文省略)	第 2 7 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 <u>但し、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員でない取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>
(新設)	第 2 8 条 (現行どおり)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新設)	第 2 9 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
第 5 章 監査役及び監査役会	第 3 0 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
<u>(員 数)</u>	(削除)
第 2 8 条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
<u>(選任方法)</u>	(削除)
第 2 9 条 監査役は、株主総会において選任する。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(任 期)</u>	(削除)
<u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
<u>第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
<u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
<u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	(削除)
<u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
<u>(監査役との責任限定契約)</u>	(削除)
<u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の選任)
	第 3 1 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(会計監査人の任期)
	第 3 2 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	(会計監査人の報酬等)
	第 3 3 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
第 3 6 条～第 3 9 条 (条文省略)	第 3 4 条～第 3 7 条 (現行どおり)
(新設)	附 則
	(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約の経過措置)
	第 1 条 平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 4 2 3 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 3 5 条の定めるところによる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員5名は定款変更の効力が発生した時に任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	こ ま た だ い す け 古 俣 大 介 (昭和51年9月26日)	平成12年 3 月 株式会社ガイアックス入社 平成14年 1 月 有限会社万来設立 取締役社長就任 平成17年 8 月 株式会社オンボード（現 当社）設立 代表取締役社長就任（現任） 平成25年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Director就任（現任） 平成28年 5 月 PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長就任（現任） 平成28年12月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director就任（現任） 平成29年 3 月 Topic Images Inc.理事就任（現任）	487,600株
2	う ち だ こ う た ろ う 内 田 浩 太 郎 (昭和41年5月14日)	平成元 年 4 月 株式会社ワールド証券（現 株式会社SBI証券）入社 平成12年 3 月 株式会社ダイレクトプラネット入社取締役就任 平成13年 8 月 株式会社フォトスタイル入社常務取締役就任 平成16年 1 月 株式会社インディード設立代表取締役就任 平成18年 6 月 当社取締役就任（現任） 平成25年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director 就任 平成27年 1 月 当社コンテンツ本部長就任 平成29年 3 月 Topic Images Inc.理事就任（現任） 平成31年 1 月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director、PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director、及び当社海外事業本部長就任（現任）	67,900株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	えん どう けん じ 遠 藤 健 治 (昭和51年5月18日)	平成11年 5 月 株式会社ガイアックス取締役就任 平成22年 10月 当社入社 平成23年 3 月 当社取締役就任 (現任) 平成27年 1 月 当社コマース&サービス本部 (現 プラットフ ォーム推進本部) 長就任 (現任) 平成27年 7 月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director 就任 平成28年 12月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD.Managing Director就任 平成29年 3 月 Topic Images Inc.理事就任 (現任)	142,900株
4	おん だ しげ お 恩 田 茂 穂 (昭和47年4月21日)	平成10年 4 月 国際証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社) 入社 平成12年 5 月 株式会社ガイアックス入社 平成16年 12月 中央青山監査法人入所 平成19年 7 月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査 法人) 入所 平成23年 8 月 当社入社 管理部長就任 平成27年 1 月 当社コーポレート本部長就任 (現任) 平成27年 3 月 当社取締役就任 (現任)	6,420株

(注) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者3名の選任が承認された場合はいずれも社外取締役となり、当社は、各氏を独立役員とする予定です。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	うちだ くみこ 内田 久美子 (戸籍名：宮本久美子) (昭和45年3月1日)	平成12年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 鳥飼総合法律事務所入所 平成23年4月 株式会社ミサワ 社外監査役(現 社外取締役 (監査等委員)) 就任(現任) 平成28年1月 和田倉門法律事務所創設 パートナー弁護士 就任(現任) 平成28年5月 株式会社トレジャー・ファクトリー社外取締役 就任(現任) 平成28年7月 株式会社ビューティガレッジ社外取締役(監査 等委員) 就任(現任) 平成28年12月 株式会社インタートレード社外監査役就任(現 任) 平成30年11月 当社仮監査役就任(現任)	—

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
2	まつ もと こう すけ 松 本 浩 介 (昭和42年6月2日)	昭和62年 1 月 株式会社リョーマ入社 平成10年 6 月 時刻表情報サービス株式会社取締役就任 平成11年 6 月 同社代表取締役就任 平成16年 7 月 株式会社ザッパラス取締役就任 平成23年 6 月 株式会社enish取締役就任 平成28年 3 月 KLab株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 平成28年 3 月 当社社外取締役就任（現任） 平成28年 5 月 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任）	—
3	まる やま さとし 丸 山 聡 (昭和52年6月27日)	平成19年 4 月 株式会社ネットエイジグループ（現 ユナイテッド株式会社）入社 平成25年 1 月 ベンチャーユナイテッド株式会社取締役就任（現任） 平成30年12月 アクセルマーク株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内田久美子氏、松本浩介氏及び丸山聡氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在内田久美子及び松本浩介の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、丸山聡氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 内田久美子氏は、直接経営に関与したことはありませんが、弁護士としての企業法務に関する豊富な知見を有しており、他の会社の社外取締役、社外監査役等を歴任した経験を有しております。そのため、当社のコーポレートガバナンス強化への寄与が期待されることから、社外取締役（監査等委員）候補者としております。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5ヶ月となります。
4. 松本浩介氏は、他社の代表取締役又は取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。そのため、当社のコーポレートガバナンス強化への寄与が期待されることから、社外取締役（監査等委員）候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 丸山聡氏は、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。そのため、当社のコーポレートガバナンス強化への寄与が期待されることから、社外取締役（監査等委員）候補者としております。

6. 当社は、内田久美子及び松本浩介両氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第27条及び第35条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法定が定める額としております。両氏の選任が承認された場合、両氏との間で本契約を継続する予定であります。また、丸山聡氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬は、平成27年3月17日開催の第10期定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っております。当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の報酬等の額を、年額180百万円以内とさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬枠には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、本議案にかかる監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が発生しますと、監査等委員である取締役の員数は、3名となります。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案の報酬額とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内（ただし、使用人分給与を含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年2万株以内といたします。ただし、本議案のご承認が得られた日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整することができるものといたします。なお、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた当社普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より3年間（当社取締役会が定める期間であり、以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の従業員及び当社子会社の役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社普通株式を発行又は処分する予定です。

以 上

事業報告

(2018年 1 月 1 日から
2018年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善などにより緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、金融資本市場の変動等の影響により先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境としましては、スマートデバイス、スマートフォン（以下、スマホ）アプリやインターネット広告（動画広告を含む）の普及に伴い、これまで以上にインターネットでのデジタル素材の活用機会が増えております。また、近年、スマホに付属するカメラ機能の高機能化やアプリの加工技術の向上により誰もが手軽に高品質の写真撮影ができるようになり、さらに撮影したスマホ写真をソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」）に投稿・共有するスタイルが若年層を中心に定着してきました。また、ライフイベントごとの撮影機会の増加やSNSでの写真共有の増加に伴い、個人の撮影サービス市場は拡大するとともに、顧客ニーズは多様化しております。

このような状況の下で、当社グループは当連結会計年度を「利益拡大への基盤づくりの年」と位置づけ、既存の国内事業を継続的に伸ばしつつ、海外事業と新規事業への投資を継続し、来期以降の成長加速に向けて取り組んでおります。

これに基づき、当連結会計年度において、国内事業につきましては、デジタル素材マーケットプレイス「PIXTA（ピクスタ）」定額制のさらなる顧客基盤拡大および強化のため、特に「新規顧客獲得」と「更新率向上」のための施策に注力してまいりました。具体的には、「新規顧客獲得」につきましては、Webマーケティング施策の強化やUI改善で顧客の流入強化を図るとともに、API導入拡大に向けての営業活動を行いました。また、新規で開始した機械学習用の画像データ提供サービスは一定の需要を確認しております。「更新率向上」につきましては、引き続き機能サービス改善による付加価値向上を行っております。

海外事業につきましては、韓国、台湾及びタイの各販売拠点の成長加速に向けて、特に「ローカルコンテンツの充実」、「検索・翻訳等のサイト改善」及び「Webマーケティングによる集客強化」のための施策に注力してまいりました。具体的には、「ローカルコンテンツの充実」については、アジア諸国において、アジア全般での販売を目的としたパンアジアコンテンツを

制作しました。「検索・翻訳等のサイト改善」については、各拠点において現地のニーズに合わせた検索・翻訳精度の向上等のサイト改善活動を継続して実施しました。「Webマーケティングによる集客強化」については各拠点における効果的なWebマーケティングの手法を選択することにより、効率的な広告費支出を行いました。

新規事業のうち、出張撮影プラットフォーム「fotowa（フォトワ）」につきましては、さらなる飛躍に向けて特に「全国展開」と「集客強化」のための施策に注力してまいりました。「全国展開」につきましては、2018年10月4日にサービス提供エリアが、秋田県、山形県、佐賀県、宮崎県を追加し、47都道府県となり全国展開致しました。また、全国展開のための基盤となるフォトグラファーの拡大のための活動を行いました。「集客強化」については、現在の主な集客手段であるWeb広告に加えて、SNSでの発信やイベントの実施など多チャンネルでの集客体制の確立のための活動を行いました。

また、スマホ写真のマーケットプレイス「Snapmart（スナップマート）」につきましては、PIXTAとは異なるユーザー基盤のサービスを育てることを目標に、顧客ニーズの高い「SNS映え」する写真を気軽に入手できるように、コンテンツの充実やサイト改善等の施策に加え、SNSプロモーションに必要な写真もクチコミも同時に提供する「Snapmartアンバサダープラン」も順調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,514,253千円（前期比12.7%増）（うち、定額制売上は777,965千円（前期比50.2%増）、営業利益は110,460千円（前期比532.1%増）、経常利益は106,893千円（前期比359.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は20,902千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失6,030千円）となりました。なお、当社グループはクリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は14,203千円であり、その主なものは、自社利用ソフトウェアの制作であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2015年12月期)	第 12 期 (2016年12月期)	第 13 期 (2017年12月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2018年12月期)
売 上 高 (千円)	—	1,758,385	2,231,590	2,514,253
経 常 利 益 (千円)	—	155,787	23,262	106,893
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	—	100,870	△6,030	20,902
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	—	45.22	△2.70	9.36
総 資 産 (千円)	—	1,307,342	1,790,357	1,901,965
純 資 産 (千円)	—	659,864	659,776	676,322
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	—	295.81	295.45	302.11

(注) 1. 当社は、2016年12月期より連結計算書類を作成しております。

2. 1 株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2015年12月期)	第 12 期 (2016年12月期)	第 13 期 (2017年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (2018年12月期)
売 上 高 (千円)	1,388,235	1,757,297	2,054,760	2,335,570
経 常 利 益 (千円)	120,399	170,157	94,372	217,125
当 期 純 利 益 (千円)	111,659	115,300	65,799	131,314
1 株 当 た り 純 利 益 (円)	53.75	51.69	29.49	58.82
総 資 産 (千円)	990,642	1,317,278	1,752,688	2,004,884
純 資 産 (千円)	558,318	674,295	740,688	873,291
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	250.36	302.28	331.71	390.22

(注) 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スナップマート株式会社	20百万円	100%	Snapmart (スナップマート) 事業
Topic Images Inc.	650百万ウォン	80%	ストックフォト事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、さらなる事業拡大と収益基盤の安定化のために、以下の項目に対処すべき課題と認識し、対応を推進しております。

① クリエイターの増加

クリエイティブ・プラットフォーム事業の性質上、質の高いデジタル素材を提供するクリエイターの増加・維持が事業の発展に不可欠であります。そのため、各種メディアを通じて、当社グループのクリエイターに着目した広報活動等を積極的に行う他、素材使用事例の公開、セミナーの開催、関連イベントへの参加等を通じたクリエイターへの情報発信等を行っております。

特に、当社グループにおいて需要の高い素材テーマ等を分析しクリエイターに提供する等、クリエイターの当社グループへの素材提供を促進するための努力を継続しております。

② 購入者の増加

サイトを訪れる新規購入者の増加とともに、新規購入者の継続的な購入者への転化は事業の発展に不可欠であります。

当社グループでは、主にSEOやSEMを強化することにより、新規購入者のサイトへの流入を促しております。さらに、そのような新規購入者の継続的な購入者への転化にあたっては、購入者の要請に対して網羅性の高い多様なデジタル素材を常に取り揃えておくことが不可欠であります。そのため、当連結会計年度においては、当社グループが企画し、著作権も当社グループが取得する自社保有素材の制作にも注力し、素材数が少ない又はこれまで取り組めていなかった新しい分野やテーマの素材を積極的に制作・開拓することで、提供素材の網羅性及び多様性の向上に貢献するための施策を行っております。

また、当社グループでは、積極的な広報活動を通じて、「PIXTA」、「fotowa」および「Snapmart」の認知度及びブランド力を向上させる努力を継続しております。

③ デジタル素材マーケットの普及・拡大

当社グループが取り扱う写真・イラスト・動画等のデジタル素材は、主に、企業やメディア各社、広告制作会社そしてデザイナーによりさまざまな媒体での広告制作物において、ビジュアル効果を高めるために使用されております。その需要は、インターネット環境の発展及び技術開発によるデジタル素材の制作コストの低下を主な背景として、継続的に高まっています。

その一方で、企業における広告制作物以外での用途（企業パンフレットやホームページ等への掲載、プレゼンテーションや研修等の各種資料での利用等）、さらには個人や個人事業主のブログ・ホームページ等での利用等、さらに幅広い分野・シーンでの活用が考えられますが、現状、このような利用は限定的であると認識しております。当社グループでは、既存のアクティブユーザー層以外のユーザーの利用をより推進するような商品の開発・提供を積極的に行っていくことで、今後、当社グループのサービスを利用し得る顧客層又は利用機会を拡大するための施策を行っていきます。

そのような施策を通じて、当社グループでは、安価で高品質、かつさまざまな層の購入者の要請に応える多彩なロイヤリティフリーのデジタル素材を世の中に少しでも多く供給することにより、デジタル素材マーケット全体の普及・拡大に努めてまいります。

④ 新規サービス・新規事業の立ち上げ

当社グループでは現在、写真・イラスト・動画等デジタル形式のストック素材のライセンス販売を主軸に事業を展開しておりますが、素材のジャンル拡大や販売方法の多様化、及び当社グループの強みを活かした新規サービス・新規事業の開拓は、課題の一つであると認識しております。

今後も、総合的なクリエイティブ・プラットフォームとして、クリエイター及び購入者それぞれにとってメリットの高い新規サービス・新規事業を検討し展開していきたいと考えております。

⑤ 海外への事業進出

当社グループは海外への事業展開を企図しており、特にビジネス環境の向上により広告業界の発展やデジタル素材の需要拡大が見込まれる、東南アジアと東アジアをそのメインターゲットとしております。その一環として、当社は「PIXTA」のサイトの多言語化を進めており、2016年2月には、既存の英語版、中国語版（繁体字・簡体字）のサイトに加えタイ語版のサイトをリリースいたしました。

また、既存のシンガポールの現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.及び台湾支店（日商匹克斯塔圖庫股份有限公司台湾分公司）に加え、2016年5月には開発拠点としてベトナム・ハノイにPIXTA VIETNAM CO., LTD.を、2016年12月にはタイ市場での素材販売・収集、マーケテ

ィング活動拠点としてタイ・バンコクにPIXTA (THAILAND) CO., LTD.を設立いたしました。

さらに、2017年3月に、韓国でストックフォト販売事業を手がけるTopic Images Inc.を子会社化し、7月にPIXTA韓国語版サイトをオープンいたしました。

今後も、特に東南アジア及び東アジアでの各国の文化・市場・ニーズ等にあわせて、効率的かつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

⑥ サービスの継続的改善

当社グループでは、サービスの継続的な改善は不可欠な課題であると認識し、検索機能の向上、デジタル素材の拡充及びサイトの安全性の強化といった施策に引き続き重点的に取り組んでまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループは、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、企業価値の継続的な増大を図るにあたっては、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくことが不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

(5) 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

事業区分	事業内容
クリエイティブ・プラットフォーム事業	インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の販売を行う「PIXTA」の運営及びスマホの写真をユーザーから直接購入できるサービス「Snapmart（スナップマート）」の運営、並びに出張撮影マッチングサービス「fotowa」の運営

(6) 主要な営業所（2018年12月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本	社	東京都渋谷区
支	店	台湾台北市

② 子会社

スナップマート株式会社	本社：東京都渋谷区
Topic Images Inc.	本社：大韓民国ソウル市

(7) 従業員の状況（2018年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
クリエイティブ・プラットフォーム事業	101名	3名増

(注) 従業員数には、契約社員を含み、当社グループから当社グループ外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
80名	2名増	33.57歳	3.53年

(注) 従業員数には、契約社員を含み、当社から社外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2018年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	97,500千円
株式会社商工組合中央金庫	65,000
株式会社三井住友銀行	33,320

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2018年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,235,640株 (自己株式 (115株) を含んでおります)
- (3) 株主数 839名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
古 俣 大 介	487,600	21.81
U B S A G S I N G A P O R E	202,400	9.05
株 式 会 社 ガ イ ア ッ ク ス	160,000	7.16
遠 藤 健 治	142,900	6.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	142,000	6.35
株 式 会 社 ア ド ベ ン チ ャ ー	100,000	4.47
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	93,300	4.17
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	81,000	3.62
内 田 浩 太 郎	67,900	3.04
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	67,000	3.00

(注) 持株比率は自己株式 (115株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2011年9月27日	2012年2月22日
新 株 予 約 権 の 数		83個 (注) 1.	17個 (注) 1.
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 新 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 16,600株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 200株)	普通株式 3,400株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 60,000円 (1 株当たり 300円)	新株予約権 1 個当たり 60,000円 (1 株当たり 300円)
権 利 行 使 期 間		2013年10月5日から 2021年8月23日まで	2014年3月3日から 2021年8月23日まで
行 使 の 主 な 条 件		(注) 2.	(注) 2.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 7個 (注) 3. 目的となる株式数 1,400株 保有者数 1名	新株予約権の数 8個 (注) 3. 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

3. 取締役 1 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第 6 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2012年11月28日	2014年 3月13日
新 株 予 約 権 の 数		75個 (注) 1.	520個 (注) 1.
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 新 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 15,000株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 200株)	普通株式 10,400株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 20株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 60,000円 (1 株当たり 300円)	新株予約権 1 個当たり 14,400円 (1 株当たり 720円)
権 利 行 使 期 間		2014年12月16日から 2022年 3月28日まで	2016年 3月15日から 2023年10月 4日まで
行 使 の 主 な 条 件		(注) 2.	(注) 2.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 (注) 3. 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 280個 (注) 3. 目的となる株式数 5,600株 保有者数 3名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

3. 取締役のうち 1 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年3月17日
新 株 予 約 権 の 数		1,200個 (注) 1.
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 新 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 24,000株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 20株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 14,400円 (1 株当たり 720円)
権 利 行 使 期 間		2017年3月19日から 2025年1月23日まで
行 使 の 主 な 条 件		(注) 2.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 2名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

		第 1 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年2月14日
新 株 予 約 権 の 数		467個 (注) 1.
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 46,700株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり 1,000円 (新株予約権の目的である株式1 株当たり 10円)
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 153,000円 (1 株当たり 1,530円)
権 利 行 使 期 間		2019年4月1日から 2025年2月28日まで
行 使 の 主 な 条 件		(注) 2.
役員等への 交 付 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 交付者数 4名
	当 社 使 用 人	新株予約権の数 247個 目的となる株式数 24,700株 交付者数 16名
	当 社 子 会 社 役 員	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 交付者数 1名

(注) 1. 当社取締役、従業員及び当社子会社役員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、2018年12月期から2020年12月期までのいずれかの期の売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで行使することができる。

(a) 売上高が3,700百万円を超過した場合 行使可能割合: 30%

- (b) 売上高が4,200百万円を超過した場合 行使可能割合: 40% (上記 (a) と合わせて70%)
(c) 売上高が4,700百万円を超過した場合 行使可能割合: 30% (上記 (a) 及び (b) と合わせて100%)
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2018年12月31日現在）

会社における地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	古 俣 大 介	PIXTA ASIA PTE.LTD. Director PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director Topic Images Inc.理事
取 締 役 (コンテンツ本部長)	内 田 浩 太 郎	Topic Images Inc.理事
取 締 役 (プラットフォーム本部長)	遠 藤 健 治	PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Managing Director Topic Images Inc.理事
取 締 役 (コーポレート本部長)	恩 田 茂 穂	
取 締 役	松 本 浩 介	KLab株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社スタジオアタオ 社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	大 野 聡 子	Topic Images Inc.監事
監 査 役	松 本 拓 生	恵比寿松本法律事務所 代表
監 査 役	内 田 久 美 子 (戸籍名：宮本 久美子)	和田倉門法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ミサワ 社外取締役（監査等委員） 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外取締役 株式会社ビューティガレージ 社外取締役（監査等委員） 株式会社インタートレード 社外監査役

- (注) 1. 取締役松本浩介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役大野聡子氏、監査役松本拓生氏及び内田久美子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役松本浩介氏、監査役大野聡子氏、松本拓生氏及び内田久美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

4. 監査役大野聡子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2018年9月5日に社外監査役である古賀良三氏が逝去され、監査役の法定員数を欠くこととなったため、東京地方裁判所に仮監査役選任の申立てを行い、2018年11月2日付で同裁判所より仮監査役として内田久美子氏が選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取（うち社外取締役）役	6名 (2)	57,450千円 (3,450千円)
監（うち社外監査役）役	4名 (4)	10,906千円 (10,906千円)
合（うち社外役員）計	10名 (6)	68,356千円 (14,356千円)

- (注) 1. 上記には、2018年3月28日に退任した取締役1名（社外取締役1名）を含めております。
2. 上記には、2018年9月5日に退任した監査役1名（社外監査役1名）を含めております。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年3月17日開催の第10期定時株主総会において、年額20,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2015年3月17日開催の第10期定時株主総会において、年額2,000万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役松本浩介氏は、KLab株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社スタジオアタオの社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間には人的関係、資本的

関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役松本拓生氏は、恵比寿松本法律事務所の代表であります。兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役内田久美子氏は、和田倉門法律事務所のパートナー弁護士、株式会社ミサワの社外取締役（監査等委員）、株式会社トレジャー・ファクトリーの社外取締役、株式会社ビューティガレッジの社外取締役（監査等委員）及び株式会社インタートレードの社外監査役であります。兼職先のうち、株式会社トレジャー・ファクトリーと当社との間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者としての取引がありますが、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 松本浩介	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 大野聡子	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。主に、公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 古賀良三	2018年9月5日退任までに開催された取締役会9回のうち7回、監査役会10回のうち8回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、取締役・監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 松本拓生	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 内田久美子	2018年11月2日就任以降開催された取締役会2回すべて、監査役会2回すべてに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行について著しい障害があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該事案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行する。
- ② 内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を置き、各部門の業務執行の状況等について監査役会と連携して監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。
- ③ 各本部長及び部長は、本部又は部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ④ 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、管理部及び外部弁護士等を相談先とする内部通報制度を構築し、「内部通報規程」に従って適切に対応する。

(2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理する。
- ② 必要に応じ、取締役及び監査役はこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は「リスク管理規程」を定め、当社及び当社子会社において発生する可能性のあるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。
- ② リスク情報等については、経営会議、取締役会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスクの監視及び全社的な対応は管理部が行うものとする。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策チームを設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ 内部監査担当者は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

- (4) 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社及び関連会社の管理を担当する部門は、「関係会社管理規程」に基いて子会社等の状況に応じて必要な管理を実施する。
 - ② 内部監査担当者は、当社の子会社等の管理状況及び子会社等の業務活動について内部監査を実施する。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は月に1回、又は必要に応じて随時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。
 - ② 経営会議は代表取締役社長、取締役、常勤監査役及び戦略人事部長その他代表取締役社長が指名する者で構成し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議する。
 - ③ 取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。
 - ④ 各部門においては「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を受け、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は監査役の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ② 監査役を補助する使用人の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人並びに子会社等の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ文書を開覧し、当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - ② 当社グループの取締役及び使用人が監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ③ 監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人は、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、内部監査担当者と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ② 会計監査業務については監査法人に会計監査の説明を受ける等必要な連携を図り、監査役監査の実効性を確保する。
 - ③ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。
 - ④ 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、すみやかに当該費用の支払いを行う。
- (9) 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言する。
 - ② 当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止する。
 - ③ 当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部と定め、反社会的勢力による不当要求、組織的暴力及び犯罪行為に対しては、マニュアルを整備し、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備している。
 - ④ 定期的に反社会的勢力との関係の有無を調査し、取引先がこれらと関わる事が判明又はその疑いが生じた場合、すみやかに取引関係を解消する。
 - ⑤ 当社では、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察及び弁護士等との外部の専門機関と連携体制を構築する。
 - ⑥ 対応統括部署に反社会的勢力にかかわる情報の収集・管理を一元化し、役員及び使用人に対して定期的にコンプライアンス研修を実施する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催いたしました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

(2) 監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては監査役会を14回開催いたしました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3) コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、内部通報規程の整備を行うと共に、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

(4) 内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,485,456	流 動 負 債	1,068,500
現 金 及 び 預 金	927,807	買 掛 金	388,135
売 掛 金	422,719	1 年 内 返 済 予 定 の 金	60,008
繰 延 税 金 資 産	6,433	長 期 借 入 金	138,102
そ の 他	132,349	未 払 金	138,102
貸 倒 引 当 金	△3,854	未 払 法 人 税 等	61,069
固 定 資 産	416,509	前 受 金	314,815
有 形 固 定 資 産	30,559	そ の 他	106,368
建 物	25,193	固 定 負 債	157,142
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5,365	長 期 借 入 金	135,812
無 形 固 定 資 産	281,913	引 当 金	18,156
コ ン テ ン ツ 資 産	104,041	そ の 他	3,174
の れ ん	158,583	負 債 合 計	1,225,642
そ の 他	19,289	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	104,035	株 主 資 本	675,671
投 資 有 価 証 券	14,623	資 本 金	310,261
敷 金 及 び 保 証 金	79,549	資 本 剰 余 金	300,261
繰 延 税 金 資 産	9,725	利 益 剰 余 金	65,422
そ の 他	137	自 己 株 式	△273
資 産 合 計	1,901,965	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△296
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△296
		新 株 予 約 権	947
		純 資 産 合 計	676,322
		負 債 純 資 産 合 計	1,901,965

連結損益計算書

(2018年 1 月 1 日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,514,253
売上原価	997,724
売上総利益	1,516,528
販売費及び一般管理費	1,406,067
営業利益	110,460
営業外収益	
受取利息	30
受取配当金	0
広告料収入	718
債務免除益	2,998
その他の	606
営業外費用	
支払利息	1,251
為替差損	6,571
その他の	98
経常利益	106,893
特別損失	
投資有価証券評価損	22,400
税金等調整前当期純利益	84,493
法人税、住民税及び事業税	67,879
法人税等調整額	△4,288
当期純利益	20,902
親会社株主に帰属する当期純利益	20,902

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2018年 1 月 1 日から)
(2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	309,739	299,739	44,520	△73	653,925
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	522	522			1,044
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			20,902		20,902
新 株 予 約 権 の 発 行					-
自 己 株 式 の 取 得				△199	△199
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					-
当連結会計年度変動額合計	522	522	20,902	△199	22,146
当連結会計年度末残高	310,261	300,261	65,422	△273	675,671

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	純資産合計
	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	5,348	5,348	502	659,776
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行				1,044
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				20,902
新 株 予 約 権 の 発 行			444	444
自 己 株 式 の 取 得				△199
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△5,644	△5,644		△5,644
当連結会計年度変動額合計	△5,644	△5,644	444	16,546
当連結会計年度末残高	△296	△296	947	676,322

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,588,929	流 動 負 債	995,780
現金及び預金	870,867	買掛金	343,857
売掛金	391,184	1年内返済予定の長期借入金	60,008
関係会社短期貸付金	190,000	未払金	135,156
繰延税金資産	6,433	未払法人税等	60,889
その他	131,604	前受金	299,560
貸倒引当金	△1,161	その他	96,307
固 定 資 産	415,955	固 定 負 債	135,812
有 形 固 定 資 産	29,769	長期借入金	135,812
建物	24,678	負 債 合 計	1,131,592
工具、器具及び備品	5,091	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	123,149	株 主 資 本	872,344
コンテンツ資産	104,041	資 本 金	310,261
その他	19,107	資 本 剰 余 金	300,261
投資その他の資産	263,036	資 本 準 備 金	300,261
関係会社株式	189,623	利 益 剰 余 金	262,094
敷金及び保証金	63,677	その他利益剰余金	262,094
繰延税金資産	9,725	繰越利益剰余金	262,094
その他	10	自 己 株 式	△273
		新 株 予 約 権	947
		純 資 産 合 計	873,291
資 産 合 計	2,004,884	負 債 純 資 産 合 計	2,004,884

損 益 計 算 書

(2018年 1 月 1 日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,335,570
売 上 原 価		924,670
売 上 総 利 益		1,410,900
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,193,372
営 業 利 益		217,528
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,554	
受 取 配 当 金	0	
広 告 料 収 入	718	
そ の 他	390	2,663
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,251	
為 替 差 損	1,814	3,065
経 常 利 益		217,125
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,400	22,400
税 引 前 当 期 純 利 益		194,725
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	67,699	
法 人 税 等 調 整 額	△4,288	63,411
当 期 純 利 益		131,314

株主資本等変動計算書
(2018年 1 月 1 日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	309,739	299,739	299,739	130,780	130,780	△73	740,185
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	522	522	522				1,044
当 期 純 利 益				131,314	131,314		131,314
新株予約権の発行							-
自己株式の取得						△199	△199
当 期 変 動 額 合 計	522	522	522	131,314	131,314	△199	132,158
当 期 末 残 高	310,261	300,261	300,261	262,094	262,094	△273	872,344

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	502	740,688
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		1,044
当 期 純 利 益		131,314
新株予約権の発行	444	444
自己株式の取得		△199
当 期 変 動 額 合 計	444	132,603
当 期 末 残 高	947	873,291

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月22日

ピクスタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野木 幹久 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピクスタ株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクスタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月22日

ピクスタ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野木 幹久 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピクスタ株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月22日

ピクスタ株式会社 監査役会

常勤監査役 大野 聡 子 ㊞
(社外監査役)

監査役 松本 拓 生 ㊞
(社外監査役)

監査役 内田 久美子 ㊞
(社外監査役)

(注) 社外監査役内田久美子は、2018年9月5日に古賀良三氏が逝去したことに伴い、監査役の法定員数を欠くこととなったため、東京地方裁判所に一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）の選任の申立てを行い、2018年11月2日に同裁判所より監査役として選任され就任しております。

以 上

年間トピックス (2018年1月1日～12月31日)

1月

- PIXTAの素材点数が3,000万点を突破

3月

- fotowaサービス開始より2周年

「七五三」「お宮参り」のほか「ニューボーン(新生児)」撮影という新たなジャンルの需要が顕在化、20代女性の利用が15.7倍(2016年/2017年比)に増加しました。

5月

- PIXTAの少量定額プランに「繰り越し機能」を追加

9月

- Snapmartで「アンバサダープラン」を開始

企業のSNSプロモーション支援を目的に、自社商品のサンプリングやクオリティの高いユーザー撮影による写真コンテンツの大量収集、ユーザー体験の拡散を同時に提供します。

9月

- fotowaがベビー・子ども服「ファミリア」とパートナー契約を締結

9月

- PIXTAで機械学習用の画像データ提供サービスを開始

ビジネスにおけるAI活用の増大と、機械学習の性能向上のために必要な学習用画像データの入手ルート不足を背景に、機械学習用の画像データ提供サービスを開始しました。

10月

- fotowa全国47都道府県でサービス開始

首都圏を対象にスタートして以来サービス提供エリアを順次拡大し、全国47都道府県にてfotowaの撮影が可能に。地元フォトグラファーへも活躍の場を提供しています。

12月

- PIXTA「Creative Trend 2019」を発表



「fotowa」サイト



「Snapmart」サイト



PIXTA機械学習用画像データお問い合わせ例

株主総会会場ご案内図

会 場 渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目
9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階

(会場場所のお問い合わせ)

渋谷サンスカイルーム

電話 03(3406)2085

交 通

電車 JR (山手線・埼京線・湘南新宿ライン)
渋谷駅(宮益坂口)

東急東横線	渋谷駅
東急田園都市線	渋谷駅
京王井の頭線	渋谷駅
東京メトロ	渋谷駅
(銀座線・半蔵門線・副都心線)	渋谷駅

* 地下鉄連絡通路をご利用の場合は11番出入口
が便利です。



資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」を
お持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

当社IR情報サイトのご案内

決算資料・有価証券報告書及び各種リリースを掲載しております。
メディア紹介事例やプレゼンテーション動画もご覧いただけますので、よろしければご参照ください。

IRサイト

<https://pixta.co.jp/ir> または

ピクスタ IR 検索